

予防給付の見直しと地域支援事業の充実について（抜粋）

前回からの見直しの概要

趣旨

- 予防給付の見直しについては、実施主体である市町村による円滑な事業実施が重要であり、介護保険部会等の場において、保険者から、
 - ・ 予防給付に代わる受け皿を市町村で十分に整備するには、時間をかけて行うべき
 - ・ 事業費の総額に上限を設けることについてそれを超えた場合の取扱いはどうなるのか。事業費の抑制のみに着目するのではなく、財源をしっかりと確保すべき
 - ・ 市町村に全てを任せるのではなく、市町村が効率化に向けた取組を行いやすくなるような制度設計とすべきなど、御意見をいただいている。
- このため、これまで提案してきた案について、基本的な考え方を維持しつつ、一定の見直しを行う。

見直しの概要

- 地域支援事業の枠組みの中で介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を発展的に見直し、新しい総合事業として、すべての市町村で平成29年4月までに実施。
- 多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行。(平成29年度末)
- その他のサービス(訪問看護、福祉用具等)は予防給付によるサービス利用を継続。
- 総合事業の実施により、既存の介護事業者を活用しつつ、住民主体のサービスの拡充等を推進し、効率的に事業実施。
総合事業の事業費の上限について、給付から事業へ移行する分もまかなえるよう見直し。
- 総合事業実施に向けた基盤整備を推進。

介護予防給付(訪問介護・通所介護)の見直しと地域支援事業の充実等(案)

(1) 予防給付の見直し(訪問介護、通所介護)

- 要支援者に対する介護予防給付(訪問介護・通所介護)については、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるよう、地域支援事業の形式に見直す。市町村の事務負担等も踏まえ、平成29年度末までにすべて事業に移行。訪問看護等は引き続き予防給付によるサービス提供を継続。
- 全国一律のサービスの種類・内容・運営基準・単価等によるのではなく、市町村の判断でボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の地域資源を効果的に活用できるようにしていく。
- 移行後の事業も、介護保険制度内のサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- 地域の実情に合わせて一定程度時間をかけ、既存介護サービス事業者の活用も含め多様な主体による事業の受け皿の基盤整備を行う。

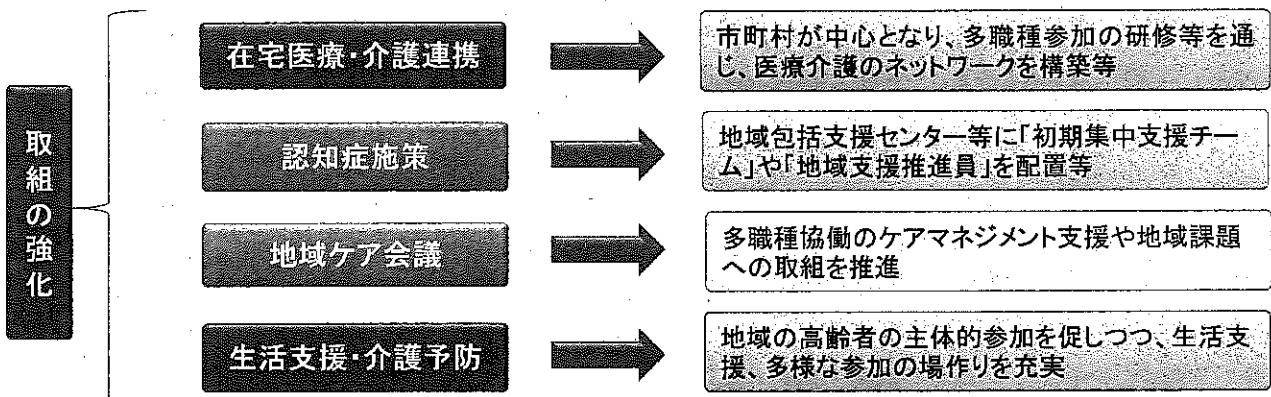
予防給付から新しい総合事業への移行



高齢者の多様なニーズに対応するため、市町村が地域の実情に応じ、取組を推進

(2) 地域支援事業の充実

- 地域支援事業の枠組みを活用し、以下の充実を行い、市町村が中心となって総合的に地域づくりを推進。

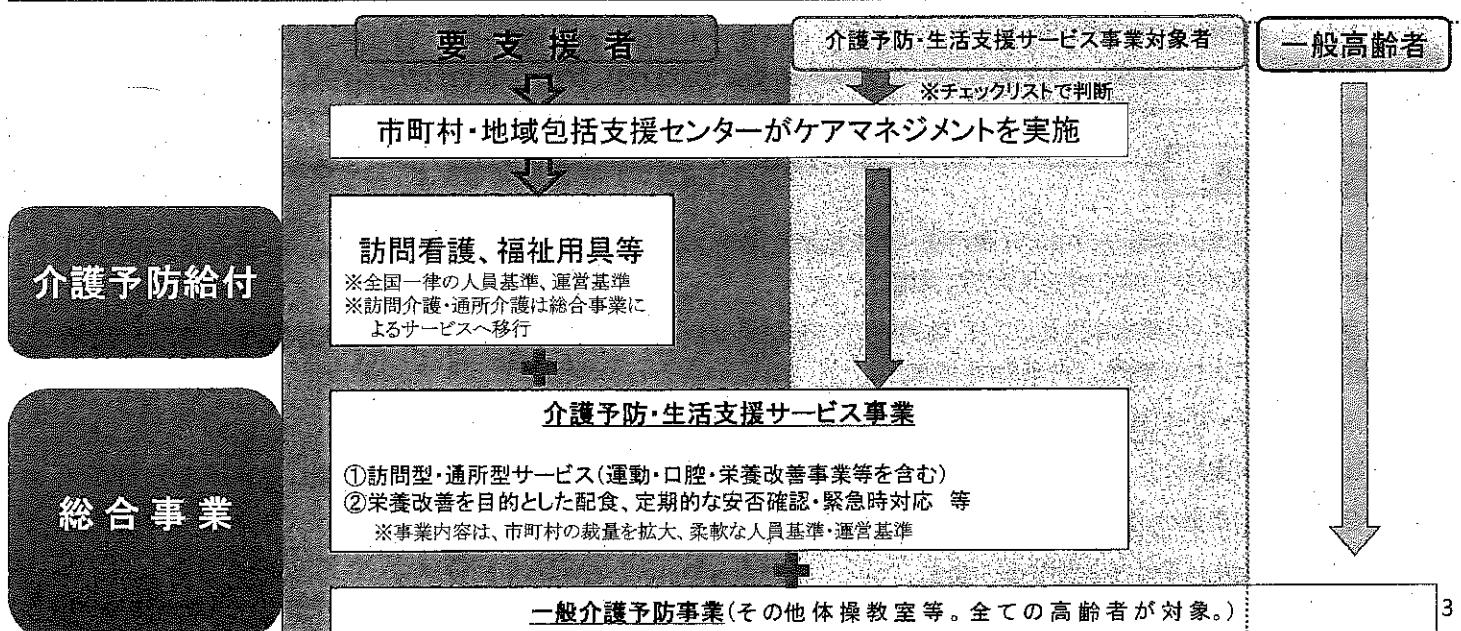


※地域包括ケアの一翼を担うにふさわしい質を備えた効率的な事業として再構築

2

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

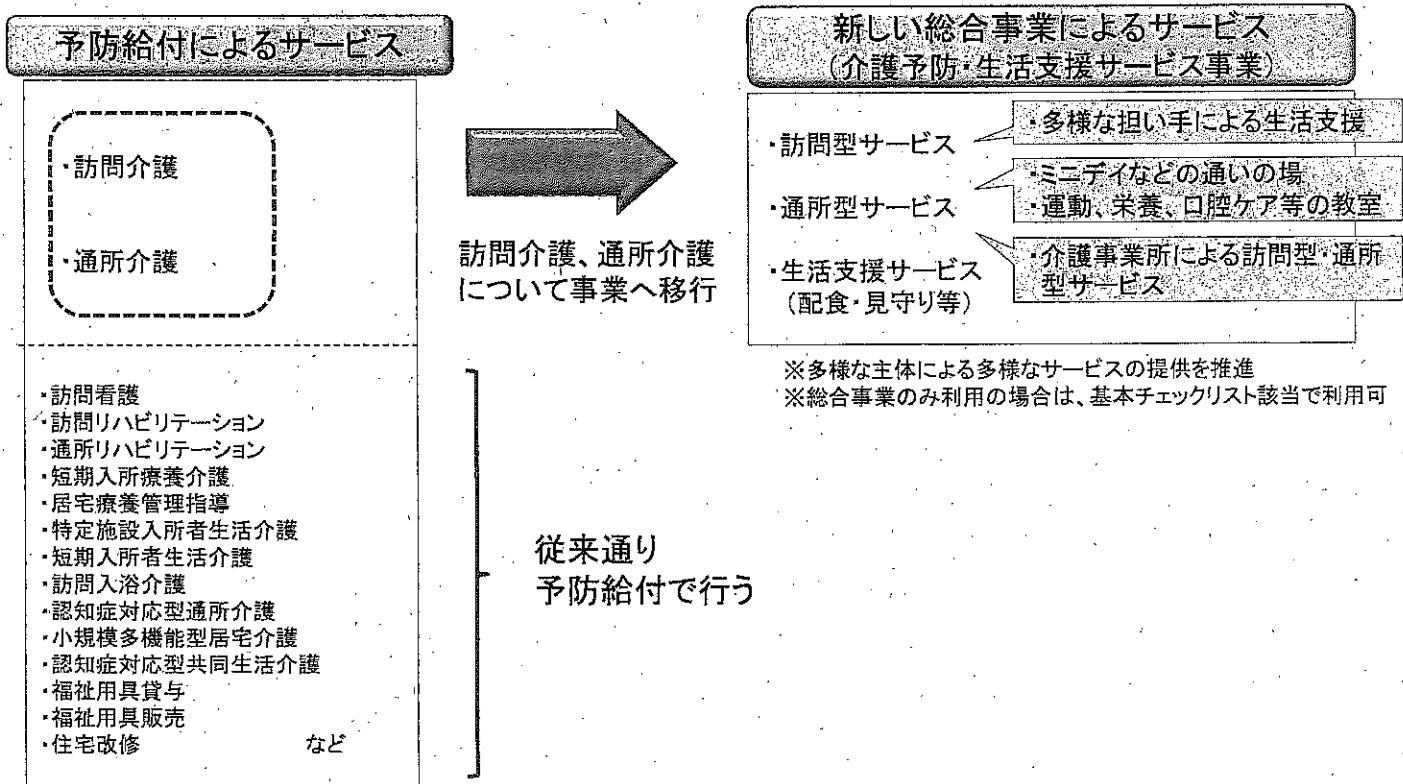
- すべての市町村が29年4月までに「総合事業」を開始(総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成)。→訪問介護、通所介護は総合事業のサービスにすべて移行(29年度末)(訪問介護、通所介護以外のサービスは予防給付によるサービス利用。) ※介護予防・日常生活支援総合事業は平成24年度から開始している。
- 要支援者は、ケアマネジメントを行い、総合事業によるサービス(訪問型・通所型サービス等)と、予防給付によるサービスを適切に組み合わせつつ、サービス利用。
- 総合事業のみ利用する場合は要支援認定は不要。基本チェックリストで判断を行う。



3

要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成29年度末まで)
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用



4

国によるガイドラインの提示等

- 市町村による事業の円滑な実施を推進するため、ガイドラインとして、介護保険法に基づく指針を策定。
- 市町村による事業でのさまざま創意工夫の例や事業で対応する際の留意点をガイドラインの中に記載。
(創意工夫の例)
 - ・事業への移行の推進等を通じた、住民主体のサービス利用の拡充
 - ・介護予防の機能強化を通じた認定率の伸びの抑制
 - ・リハ職等が積極的に関与し、ケアマネジメントを機能強化し、重度化予防の推進
- 事業で対応する際の留意点の例
 - ・認知機能が低下している者に対するサービスについては早期から専門職が適切に関与するとともに適切な生活支援サービスを組み合わせること
 - ・明確な目標等を定めた個別サービス計画を作成し、6ヶ月等一定期間経過後、地域包括支援センターと介護サービス事業者等がサービス担当者会議などで適切に評価し、効率的な事業への移行を積極的に推進すること（「アセスメント→訪問／通所介護計画（明確な目標設定）→定期的な記録→サービス担当者会議などでの定期的な評価を通じた課題解決」のプロセスを経る。）
- 国として法に基づくガイドラインの中で、すべての市町村が要支援者のサービス提供を効率的に行い、総費用額の伸びを低減させることを目標とすることを記載。
- 市町村は介護保険事業計画の中で要支援者のサービス提供の在り方とその費用について明記することになるが、その結果を3年度毎に検証することを新たに介護保険法に法定化することを検討。
要支援者に対するサービス提供について、各市町村が計画期間中の取組、費用等の結果について検証し、次期計画期間につなげていく枠組みを新たに構築する。